

はじめに

お墓というのは、「終^{つい}のすみか」であり、市民生活を考える上で必要不可欠な施設であります。

本県は、独特の地域特性があり、門中墓を含む個人墓地の設置を認めてきた経緯があります。そのような状況から、無秩序な墓地設置による住環境の阻害や土地利用に支障がでることが懸念されております。



豊見城市においては、門中墓が多く墓地に関して著しい支障がでているとはいえません。しかし、本市は本土復帰以降に都市化が進展し、現在の人口は6万人余りとなっております。特に新しく移り住んできた方々からの墓地需要が高まることが予想されます。今後、無計画な墓地設置は、住環境の阻害や土地利用に支障がでてくることとなるでしょう。

また、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」の成立に伴い、平成24年4月1日より墓地等の許可権限が県から市に移譲されました。これにより、豊見城市の実情に応じた墓地行政を展開することが可能となっています。そのために、本市の基本方針として「豊見城市墓地基本計画」を策定いたしました。

本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました豊見城市墓地基本計画策定委員会委員の皆様、また住民説明会に参加いただき貴重なご意見をいただきました市民の皆様には厚くお礼を申し上げます。なお、計画の実施にあたっては、市民の方々のご理解とご協力が不可欠となりますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年3月

豊見城市長 宜保 晴毅